組合稅務相談室





助成金

税理士 山本 善通氏

当組合は、共同経済事業を主事業で行っていますが、業績が低迷しており、雇用調整助成金を申請する予定です。この場合の助成金の収益計上時期を教えてください。



【概要】

雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、従業員の雇用維持を図るために 休業手当などの一部を助成する制度ですが、当該助成金をいつの時点で収益計上するかは注意が必要です。

〈原則〉

収入するべき権利が確定した事業年度の益金の額に算入することになりますが、経費の補てんを前提にしている場合は、経費支出の発生時の属する事業年度に収益計上することになります。この計上基準については、法人税基本通達(2-1-42)に示されています。

「法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補てんするために雇用保険法、雇用対策法、 障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その 給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその 交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の 益金の額に算入するものとする。」

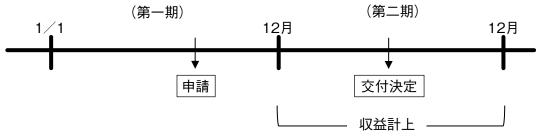
したがって、下図のように交付決定が第二期であったとしても、特定経費の補てんを目的としているので、 第一期において収益を計上することになります。



ただし、法人税基本通達(2-1-42)の(注)の欄において

「法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の 益金の額に算入する。」

と示されており、特定の経費補てん目的でない場合は、支給決定日の属する月となります。



〈留意点〉

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金については、休業等計画届の提出が不要であったことから、収益計上時期は交付決定日の属する事業年度となりますので留意してください。